（変更登録）

第三十一条の七　法第十条の六第二項の変更登録の申請は、申請書（第十六号様式）を農林水産大臣に提出してしなければならない。

２　前項の申請書には、第三十条第二項各号に掲げる書類（登録の申請又は更新時に農林水産大臣に提出されたものからその内容に変更がない書類を除く。）を添付しなければならない。

３　第一項の申請書の提出は、植物防疫所を経由して行うものとする。

（登録検査機関の検査等に関する業務の方法に関する基準）

第三十一条の八　法第十条の七第二項の農林水産省令で定める基準は、第三十一条の四に掲げる体制の下、第三十一条の二各号のいずれかに該当する者が、第三十一条の三各号に掲げる検査の区分ごとに当該各号に掲げる機械器具その他の設備を用いて農林水産大臣が定める方法により、輸入国の要求に適合しているかどうかを確認することとする。

（登録事項の変更の届出）

第三十一条の九　法第十条の八の規定による届出をしようとするときは、届出書（第十七号様式）を農林水産大臣に提出してしなければならない。

２　前項の申請書の提出は、植物防疫所を経由して行うものとする。

（登録検査機関の業務規程の認可の申請）

第三十一条の十　登録検査機関は、法第十条の九第一項前段の規定により業務規程の認可を受けようとするときは、申請書（第十八号様式）を農林水産大臣に提出しなければならない。

２　登録検査機関は、法第十条の九第一項後段の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、申請書（第十九号様式）を農林水産大臣に提出しなければならない。

３　前二項の申請書の提出は、植物防疫所を経由して行うものとする。

（登録検査機関の業務規程の規定事項）

第三十一条の十一　法第十条の九第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　検査業務の実施方法に関する事項

二　検査を実施する組織及び検査員その他人員に関する事項

三　検査業務に用いる機械器具その他の設備等に関する事項

四　検査業務を行う時間及び休日に関する事項

五　検査の申請を受けることができる件数の上限に関する事項

六　検査業務を行う場所に関する事項

七　検査に関する料金の算定方法及び収納の方法に関する事項

八　検査の申請書その他検査に関する書類の保存に関する事項

九　財務諸表等（法第十条の十一第一項に規定する財務諸表等をいう。以下この条において同じ。）の備付け及び財務諸表等の閲覧等の請求の受付に関する事項

十　検査業務から生じる損害の賠償その他の債務に対する備えに関する事項

十一　前各号に掲げるもののほか、検査業務に関し必要な事項

（登録検査機関の業務の休廃止の申請）

第三十一条の十二　登録検査機関は、法第十条の十の規定により検査業務の全部又は一部の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、申請書（第二十号様式）を農林水産大臣に提出しなければならない。

２　前項の申請書の提出は、植物防疫所を経由して行うものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）